

## 第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年11月24日付けで行った行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）により不開示とした部分のうち、別紙目録記載の部分を開示すべきである。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、実施機関に対し、平成28年11月7日付け（同月8日受理）で「砂防工事における用地補償に伴う土地、立木に関する書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、別表の「行政文書の表示」欄に係る行政文書（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第12条第1項の規定に基づき本件処分を行い、理由を付した上で、平成28年11月24日付け 建第14820号をもって本件処分の内容を審査請求人に通知した。

なお、実施機関による本件文書の一部を不開示とした理由は、以下のとおりである。

#### (1) 条例第8条第1号に該当する。

別表の「開示しない部分」欄に記載されている情報のうち同表の「開示しない理由」欄に「理由1」と記載されている情報は、個人に関する情報であって、氏名その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第8条第1号本文に当たり、また、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことから、同号所定の不開示情報に該当する。

#### (2) 条例第8条第2号イに該当する。

別表の「開示しない部分」欄に記載されている情報のうち同表の「開示しない理由」欄に「理由2」と記載されている情報は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の内部管理又は取引に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利

益を害するおそれがあるものであるため、条例第 8 条第 2 号イに当たり、同号ただし書に当たらないものであることから、同号所定の不開示情報に該当する。

また、別表の「開示しない部分」欄に記載されている情報のうち同表の「開示しない理由」欄に「理由 4」と記載されている情報は、事業を営む個人に関する情報であって、これが公になると、筆跡や印章偽造等の不正使用を誘発し、偽造の契約書等の作成が容易になるなど、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 8 条第 2 号イに当たるものであり、また、同号ただし書に当たらないものであるため、同号所定の不開示情報に該当する。

(3) 条例第 8 条第 6 号に該当する。

別表の「開示しない部分」欄に記載されている情報のうち同表の「開示しない理由」欄に「理由 3」と記載されている情報は、用地補償に係る補償額の算定に係る事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、今後、地権者との用地取得交渉及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 8 条第 6 号本文及びロに当たり、同号所定の不開示情報に該当する。

### 3 開示の実施

実施機関は、平成 28 年 1 月 28 日に審査請求人に対し本件処分に係る開示の実施を行った。

### 4 審査請求

審査請求人は、実施機関に対し、平成 29 年 2 月 1 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により本件処分に係る審査請求を行った。

## 第 3 審査請求の趣旨及び理由

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本工事に係る買収土地総面積及び買収総額一覧の開示を要求し、また、開示文書中の買収土地面積及び買収土地単価の開示を要求するというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、開示された文書では買収面積、単価等が黒塗りのため、工事により保水力のある土地がどの程度破壊されるのか把握が困難であり、また、不要な工事のため国民の貴重な税金がどの程度投入されるか把握するのは困難であるので本件処分は受け入れられない、というものである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件処分に係る行政文書の内容

- (1) 租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イに規定する書類の発行を予定している事業に関する説明書（市 地先）（平成27年2月16日付け 建第19448号）

公共事業などのために買取り等をされた場合におけるその買取り等にかかる所得に対する所得税又は法人税の課税について、租税特別措置法上各種の特例制度が設けられており、事業施行者は資産の買取り等に着手する前に、税務当局とその資産の買取り等に対する特例制度の適用関係について事前に確認し合う慣行があり、本文書は、そのための説明書である。

本文書には、用地買収の対象となる土地の所有者、買収面積、買収土地単価及び用地買収の対象となる土地に存する立木の本数及び補償費等が記載されている。

- (2) 買収単価の設定について（市 地内）（平成27年4月15日付け 建第1057号）

本文書は、用地買収の対象となる土地の平成27年度の買収土地単価を設定するものであり、用地買収の対象となる土地の所有者、買収面積、買収土地単価等が記載されている。

- (3) 火山砂防事業費 用地測量業務委託 市 地先報告書のうち、「4.土地調書」及び「10.立竹木調査」

本文書は、用地買収の対象となる土地の所有者、買収面積及び用地買収の対象となる土地に存する立木の本数、補償費等が記載されている。

### 2 条例第8条第1号所定の不開示情報の該当性

- (1) 本号の趣旨

条例第8条は、その第1号において、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。

ただし、次の情報は除くこととしている。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要

であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 本号の該当性

本件処分のうち開示しなかった買収土地面積及び買収土地単価は、個人に対し補償料がいくら支払われたのかを示す個人に関する情報であって、他の開示された情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるため、条例第 8 条第 1 号本文に当たり、また、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことから、同号所定の不開示情報に該当する。

3 条例第 8 条第 2 号所定の不開示情報の該当性

(1) 本号の趣旨

条例第 8 条は、その第 2 号において、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示情報として定めている。

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除くこととしている。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(2) 本号の該当性

本件処分のうち開示しなかった買収土地面積及び買収土地単価は、法人等の内部管理又は取引に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の財務・資産関連情報が明らかになり、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 8 条第 2 号イに当たり、また同号ただし書に該当しないものであることから、同号所定の不開示情報に該当する。

4 審査請求における審査請求人の主張について

審査請求人が、審査請求書で「本工事に係る買収土地総面積及び買収総額の一覧の開示並びに買収土地面積及び買収土地単価の開示を要求する。」と主張していることについて、次のとおり反論するとしている。

(1) 買収土地総面積及び買収総額一覧については、上記 1 (1) の行政文書のう

ち「平成26年度砂防 買収等一覧表」において開示しているところであり、開示を求める理由はない。

(2) 買収土地面積及び買収土地単価については、上記2及び3のとおり不開示情報に該当するため開示することはできない。

## 第5 審査会の判断

審査請求人は、実施機関が行った本件処分において不開示とした情報のうち、買収土地面積及び買収土地単価の開示を求めるとして審査請求をしていることから、争点は、これらの情報が条例第8条第1号又は同条第2号の不開示情報に該当するか否かという点である。

よって、当審査会は、この点について、条例第1条に規定する情報公開制度の趣旨及び理念を踏まえつつ検討し、判断することとする。

なお、別紙目録は、本件処分において不開示とされた情報のうち、審査請求人が審査請求をしている情報を当審査会が整理したものである。

### 1 本件文書の内容

本件文書は、実施機関が 市 地内で行っている 砂防事業に係る砂防堰堤工事に必要な公共用地の取得（以下「本件用地取得」という。）に関して作成した、別表の「行政文書の表示」欄に記載された行政文書である。

このうち、「租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イに規定する書類の発行を予定している事業に関する説明書」は、公共事業等による土地等の買い取りに係る所得に対する租税特別措置法上の特例制度の適用関係を関係税務署と公共事業の実施主体である県が相互に確認するために、実施機関が作成する説明書に係る起案文書である。

また、「買収単価の設定について」は、県が行う公共事業に伴い、公共用地として取得する土地の買収価格を算定するための単価を決定する起案文書であり、不動産鑑定業者が鑑定した近隣地域ごとの鑑定評価額を基に、不動産鑑定士の意見書による時点修正変動率の土地比準価格と買収価格との経済比較等を参考にし、山梨県県土整備部公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき決定しているものである。

さらに、「火山砂防事業費 用地測量業務委託 市 地先報告書」は、実施機関が業務委託を行って得た、当該公共用地の取得に当たり買収することとなる土地の調査及び支障となる物件の補償に関する調査の報告書である。

### 2 実施機関による本件用地取得の状況

本件用地取得に係る土地については、後に買収が不要となった公衆用道路2筆を除き、全部で9筆が所在し、当該土地の地権者は、個人が3名、法人が2法人である。

また、実施機関の説明によれば、本件用地取得に係る実施機関による地権者

との交渉は、平成27年5月から開始され、本件処分時において、3筆の土地を所有する1法人を除く地権者から土地の買収を終了し、所有権移転登記を完了している。

なお、当該法人については、現時点において所有権移転登記は未完了であるが買収を終了している。

### 3 条例第8条第1号の該当性について

#### (1) 条例第8条第1号の趣旨

本号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）の不開示情報としての要件を定めるものである。

個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中心部分はいわゆるプライバシーであるが、条例では、個人の権利利益の保護を十分に図るため、個人のプライバシーに関する情報に限らず、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。

また、個人の人格、内心若しくは心身状態に関する情報、基礎年金番号のような不正利用被害のおそれのある番号等の情報又は個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報のように、匿名の個人情報等個人識別性のない情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの（個人利益侵害情報）も個人に関する情報の不開示情報の要件としている。

このほか、一般人には個人識別性がない情報であっても、これを公にすると、当該個人と特別の関係にある者（当該個人の親戚、同僚、近隣住民又は家族の勤務先関係者等）において、当該情報の主体が誰であるかを特定することができ、その結果、開示部分と相まって、他人に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになる場合には、当該情報は個人利益侵害情報に該当すると解されている（東京地裁判決平成15年5月16日平成14年（行ウ）第130号裁判所ウェブサイト、内閣府審査会平成19年度（行情）答申第151号）。

一方、その性質上、不開示情報から除かれるべき情報として「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、ただし書の中に限定列挙している。

#### (2) 条例第8条第1号の該当性の検討

そこで、本号の趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報における同号の該当性について判断する。

ア 別表記載の行政文書のうち、別紙目録1の情報は、いずれも本件用地取

得に関して作成された行政文書に記録されている個人地権者の土地の実測に基づく買収面積の情報であるから、個人の財産の状況に関する情報である。

また、当該情報が記録されている図面や表には、個人地権者の氏名、当該土地の地番及び現況地目等が記述されており、これらの記述により特定の個人を識別することができるものである。

ところで、本件処分時において、買収が終了し、実施機関により登記が完了している土地については、不動産登記簿でその土地に係る所有者名、地目、地積、形状等の情報や所有権移転の状況は何人も閲覧できる状況になっていることから、本号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされている情報」に該当すると認められるものであり、また、実施機関により登記は完了していないが、買収が終了している土地に係る情報については、いずれは不動産登記簿に記載される情報であるから、同号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」に該当すると認められる。

したがって、本件用地取得における個人地権者の買収状況は上記2で述べたとおりであることから、別紙目録1の情報は、同号の不開示情報に該当しないものと判断する。

イ 別表記載の行政文書のうち、別紙目録2の情報は、いずれも本件用地取得に関して作成された行政文書に記録されている個人地権者の土地の買収単価の情報であるから、個人の財産の状況に関する情報である。

当該情報が記録されている表には、個人地権者の氏名、当該土地の地番及び現況地目等が記述されており、当該情報は、これらの記述により特定の個人を識別することができるものである。

ところで、公共用地の買収価格については、山梨県県土整備部公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき、当該基準に定められた評価の方法に従って算定された正常な取引価格、すなわち、近傍類地の取引価格を基準として形状等の土地価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定した当該土地の相当な価格としなければならないが、また、当該土地が地価公示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項の地価公示区域内に所在する場合は、同法第6条の規定により公示された標準地の価格を規準として算定した価格としなければならないとされている。

このため、いずれも地権者と県との間の自由な交渉の結果が買収価格に反映することは比較的少ないものというべきであり、また、当該基準に基づき算定された価格は、当該土地の客観的な性質や状態から推認することができる一定の範囲内の価格であって、一般人であればおよその見当をつけることができるものということができ、性質上その内容が不特定多数の者に知られうる状態にあるといえる（最三小判平成17年10月11日集民第218号1ページ）。

したがって、別紙目録2の情報は、本号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」に該当すると認め

られることから、同号の不開示情報に該当しないものと判断する。

#### 4 条例第8条第2号の該当性について

##### (1) 条例第8条第2号の趣旨

本号は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を不開示としている。

また、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされている情報等についても同様に不開示としている。

ただし、法人等の活動に関する情報は、消費者にとっては、商品やサービスを選択する上で重要なものであり、とりわけその事業活動が消費者の生命、健康、安全などに関わる場合、これらの法益を確保するため当該活動に係る情報の公開が求められることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、法人等の利益を犠牲にしても開示することとしている。

本号に規定される「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等の正当な利益等が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められる場合を意味するものであり、客観的に相当の蓋然性があるかどうかは、当該情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるか（法人等の性格、当該情報の内容・性質、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等）などといった情報の一般的な性質に照らし、総合的に判断することとなる。

##### (2) 条例第8条第2号の該当性の検討

そこで、本号の趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報における同号の該当性について判断する。

ア 別表記載の行政文書のうち、別紙目録3の情報は、いずれも本件用地取得に関して作成された行政文書に記録されている法人地権者の土地の買収面積の情報である。

ところで、本件処分時において、買収が終了し、実施機関により登記が完了している土地については、不動産登記簿でその土地に係る所有者名、地目、地積、形状等の情報や所有権移転の状況は何人も閲覧できる状況になっているのであり、また、実施機関により登記は完了していないが、買収が終了している土地に係る情報については、いずれは不動産登記簿に記載される情報である。

本件用地取得における法人地権者の買収状況は上記2で述べたとおりであるから、本件処分時において実施機関が本号に該当するとして不開示としたことは、未買収の土地面積に限り妥当であるが、買収が終了している



現時点においては、全ての土地について、当該情報を開示することにより、当該法人地権者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認め難く、別紙目録3の情報は、同号の不開示情報に該当しないものと判断する。

イ 別表記載の行政文書のうち、別紙目録4の情報は、いずれも本件用地取得に関して作成された行政文書に記録されている法人地権者の土地の買収単価の情報であるから、法人の財産に関する情報である。

ところで、公共用地の買収価格については、上記3(2)イで述べたとおりであることから、開示することにより、当該法人地権者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認め難い。

よって、別紙目録4の情報は、同号の不開示情報に該当しないものと判断する。

## 5 その他

審査請求人は、本件用地取得に係る買収される土地の総面積及び買収に係る総額の一覧についても開示を求めているが、本件処分において実施機関がこれらの情報を開示とする決定をし、審査請求人に対し、既に当該情報の開示を行っていることから、当審査会での判断を要するものではない。

## 6 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審 査 の 経 過

| 年 月 日       | 審 議 事 項               |
|-------------|-----------------------|
| 平成29年 6月30日 | 諮問<br>実施機関から弁明書の写しを受理 |
| 平成29年 8月 2日 | 審査請求人からの反論書の写しを受理     |
| 平成29年 9月 5日 | 審議                    |
| 平成29年10月31日 | 審議                    |
| 平成29年12月19日 | 審議                    |
| 平成30年 2月16日 | 審議                    |
| 平成30年 3月14日 | 審議                    |

## 山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

| 氏 名    | 役 職 名            | 備 考  |
|--------|------------------|------|
| 勝 良三   | 元代表監査委員          |      |
| 東條 正人  | 弁護士              | 会長代理 |
| 野村 千佳子 | 山梨学院大学経営情報学部教授   |      |
| 三好 規正  | 山梨学院大学大学院法務研究科教授 | 会長   |
| 八巻 佐知子 | 弁護士              |      |

別表

| 実施機関の決定  |  |  |                          |
|--|--|--|--------------------------|
| 行政文書の表示  | 細目<br>(開示しない部分があるもの)                       | 開示しない部分  | 開示しない理由                  |
| 1<br>租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イに規定する書類の発行を予定している事業に関する説明書(市地先)<br>(平成27年2月16日) | ア 用地実測図                                    | 求積表のうち座標値、倍面積、面積及び地積   | 理由1<br>理由2               |
|  | イ 平成26年度 砂防買収等一覧表                          | 所有者の住所・氏名(法人その他の団体(以下「法人等」という。)を除く。)、 「土地」の欄(「現況」欄を除く。)、 「補償金の内訳」の欄(「立木」「補償額合計」欄に限る。)、 「補償額合計」の欄及び欄外メモのうち補償内容が記述されたもの                                    | 理由1<br>理由2               |
|  | ウ 立木配置図                                    | 個人の氏名及び立木の配置が分かる部分   | 理由1<br>理由2               |
|  | エ 平成26年度の単価設定について                          | 対象不動産の単価並びに「買収面積及び買収価格」のうち2行目6字目及び16字目<br>設定買収単価   | 理由1<br>理由2               |
|  | オ 画地価格の比準額と買収額の比較表(画地評価)                   | 標準地の鑑定標準価格   | 理由1                      |
|  |  | 画地評価額合計、平均価格、買収価額合計及び平均買収価格<br>「第一近隣地域画地評価算定表」及び「第二近隣地域画地評価算定表」における所有者名(法人等及び地方公共団体を除く。)、標準的画地の標準価格、個別格差率、画地価格、買収面積(合計を除く。)、画地評価額、買収単価並びに買収価額            | 理由1<br>理由2               |
|  | カ 不動産鑑定評価書(副本)                             | 不動産鑑定士の署名<br>鑑定評価額及び1㎡当たりの価格   | 理由4<br>理由1               |
| 2<br>買収単価の設定について(市地内)<br>(平成27年4月15日)                                      | キ 平成27年度の単価設定について                          | 地価変動率及び設定買収単価  | 理由1<br>理由2               |
|  | ク 画地価格の比準額と買収額の比較表(画地評価)                   | 標準的画地の標準価格   | 理由1                      |
|  |  | 画地評価額合計、平均価格、買収価額合計及び平均買収価格<br>「第一近隣地域画地評価算定表」及び「第二近隣地域画地評価算定表」における所有者名(法人等及び地方公共団体を除く。)、標準的画地の標準価格、個別格差率、画地価格、買収面積(合計を除く。)、画地評価額、買収単価並びに買収価額            | 理由1<br>理由2               |
|  | ケ 時点修正一覧表                                  | 時点修正率、画地評価額合計、平均価格及び買収価額合計<br>「第一近隣地域」及び「第二近隣地域」における所有者名(法人等及び地方公共団体を除く。)、鑑定(画地)価格、買収面積(合計を除く。)、画地評価額、買収単価、買収価額、時点修正率、修正後の鑑定(画地)価格、修正後の画地評価額、買収単価並びに買収価額 | 理由1<br>理由2               |
|  | コ 調査報告書                                    | 法人及び法人代表者の印影並びに不動産鑑定士の署名及び印影<br>「調査結果」のうち期間変動率、「地価変動率認定の理由」のうち5行目31字目から6行目全て、当初鑑定価格及び期間変動率   | 理由4<br>理由1<br>理由2        |
|  | サ 用地実測図                                    | 求積表のうち座標値、倍面積、面積及び地積   | 理由1<br>理由2               |
|  | 3<br>火山砂防事業費 用地測量業務委託 市地先報告書のうち、「10.立竹木調査」 | シ 土地登記面積調査表  | 取得面積、残地面積、地積更生有無及び地図訂正有無 |
| ス 土地調書   |  | 面積(㎡)  | 理由1<br>理由2               |
| セ 損失補償算定標準書 立竹木・立毛編  |  | 補償額及び消費税課税対象額  | 理由3                      |
| ソ 補償額一覧表   |  | 権利者名及び住所(法人等及び地方公共団体を除く。)、立竹木の補償額並びに権利者ごとの補償額合計  | 理由1<br>理由2               |
| タ 重ね図  |  | 個人の氏名及び立木の配置が分かる部分   | 理由1<br>理由2               |
| チ 補償金額総括表  |  | 所有者の住所及び氏名(法人等を除く。)、補償項目の内容、補償金額並びに補償額合計   | 理由1<br>理由2               |
| ツ 立竹木配置図   |  | 物件所有者住所及び物件所有者氏名(法人等を除く。)、資格名称・作成者名、個人の氏名及び立木の配置が分かる部分並びに図内メモのうち補償内容が記述されたもの   | 理由1<br>理由2               |
| テ 立竹木補償額算定書  |  | 補償額、立竹木所有者の住所及び氏名(法人等を除く。)、金額、消費税等課税対象額及び合計額   | 理由1<br>理由2               |
| ト 用材林調査表   |  | 調査者、用材林所有者の氏名又は名称(法人等を除く。)、用材林所有者の住所又は主たる事務所の所在地(法人等を除く。)、樹種名、胸高直径、林令、調査対象地の土地面積、1㎡当たり植栽本数、管理程度補正率、下刈り枝打ち等の状況及び管理程度の判定                                   | 理由1<br>理由2               |
| ナ 用材林補償額算定書  |  | 調査者、用材林所有者の氏名又は名称(法人等を除く。)、用材林所有者の住所又は主たる事務所の所在地(法人等を除く。)、樹種名、胸高直径、林令、伐採補償、取得補償、補償額、備考及び欄外メモのうち補償内容が記述されたもの  | 理由1<br>理由2               |
| ニ 損失補償算定標準書 p544、p548、p550   |  | 補償額及び消費税課税対象額  | 理由3                      |

別紙目録

1 個人地権者の買収土地面積に係る部分（借地に係るものを除く。）

| 別表における行政文書の細目              | 見出し記号 | 該 当 す る 情 報         |
|----------------------------|-------|---------------------|
|                            | 用地実測図 |                     |
| 平成26年度 砂防 買収等一覧表           | イ     | 買収面積                |
| 画地価格の比準額と買収額の比較表<br>(画地評価) | オ・ク   | 買収面積                |
| 時点修正一覧表                    | ケ     | 買収面積                |
| 土地登記面積調査表                  | シ     | 取得面積                |
| 土地調書                       | ス     | 取得し、又は使用しようとする土地の面積 |

2 個人地権者の買収土地単価に係る部分（借地に係るものを除く。）

| 別表における行政文書の細目              | 見出し記号            | 該 当 す る 情 報 |
|----------------------------|------------------|-------------|
|                            | 平成26年度 砂防 買収等一覧表 |             |
| 画地価格の比準額と買収額の比較表<br>(画地評価) | オ・ク              | 買収単価        |
| 時点修正一覧表                    | ケ                | 買収単価        |

3 法人地権者の買収土地面積に係る部分

| 別表における行政文書の細目              | 見出し記号 | 該 当 す る 情 報         |
|----------------------------|-------|---------------------|
|                            | 用地実測図 |                     |
| 平成26年度 砂防 買収等一覧表           | イ     | 買収面積                |
| 画地価格の比準額と買収額の比較表<br>(画地評価) | オ・ク   | 買収面積                |
| 時点修正一覧表                    | ケ     | 買収面積                |
| 土地登記面積調査表                  | シ     | 取得面積                |
| 土地調書                       | ス     | 取得し、又は使用しようとする土地の面積 |

4 法人地権者の買収土地単価に係る部分

| 別表における行政文書の細目              | 見出し記号            | 該 当 す る 情 報 |
|----------------------------|------------------|-------------|
|                            | 平成26年度 砂防 買収等一覧表 |             |
| 画地価格の比準額と買収額の比較表<br>(画地評価) | オ・ク              | 買収単価        |
| 時点修正一覧表                    | ケ                | 買収単価        |